

# 根絶！飲酒運転！



## 飲酒運転の重い罪

### 酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運動が出来ないおそれがある状態で運転すること

罰則 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金  
違反点 35点 → 免許取消し

### 酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気位置1g中に0.15mg以上で運転すること

罰則 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金  
違反点 13点 (0.15以上0.25mg未満)  
→ 免許停止  
25点 (0.25mg以上)  
→ 免許取消し

※( )内の数値は呼気1g中のアルコール濃度

飲酒運転周辺者も厳罰です・・・

#### 車両提供者 酒類提供者 車両同乗者

運転者が酒酔い運転の場合

罰則 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合

罰則 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

呼気検査を拒むと・・・

### 飲酒検知拒否罪

罰則 3ヶ月以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

警察官の要請を拒み免許証を見せないと・・・

### 免許証提示義務違反

罰則 5万円以下の罰金

## 危険！やめよう！ながら運転

令和元年12月1日～罰則は強化されています！

#### ◎携帯電話使用等

	大型車	普通車	自動二輪車	原付車
罰則	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金			
反則金 (単位：千円)	25	18	15	12
基礎点数	3点			

#### ◎交通の危険を生じさせた場合

	大型車	普通車	自動二輪車	原付車
罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金			
反則金 (単位：千円)	—			
基礎点数	6点			

※ 携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視し、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合は免許の効力停止（仮停止）の対象になります。

# STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転  
をした場合



あおり運転  
のせいで  
危険が  
生じた場合



## ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

## ② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

**一定の違反** 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！

●ドライブレコーダーをつけましょう！

●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！